

揖斐広域連合広報誌

ぬくもり

揖斐広域連合 〒501-0603 岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎内
TEL(0585)23-0188 FAX(0585)21-0126
<http://www.ibikouiki.com/>

- 2 ● 揖斐広域連合議会だより
- 3 ● 令和3年度 予算状況
- 4 ● 揖斐広域斎場利用状況
「非接触型温度測定・消毒機」を寄贈
- 5 ● 介護保険の状況
- 7 ● 65歳以上の方の介護保険料
- 8 ● 介護保険ってなに!?



小津坂の谷山頂からの雲海(揖斐川町小津地区)

自然が生み出す幻想的な世界「雲海」

高山の山頂から見下ろしたときに一面に広がって海のように見える雲の上面で、気象状況や季節、時間などの条件が揃った時にだけ見られる幻想的な景色です。雲がまるで海のように山々に広がり、白く一面に広がるフワフワもくもくとした白い海原を歩いてみたい衝動にかられます。

No.43

令和3年6月1日発行

揖斐広域連合議会だより

提出議案

令和3年第1回定例会が2月3日に開催され、令和3年度予算などの議案が原案どおり可決されました。



◎専決処分承認

揖斐広域連合会計年度任用職員
の給与及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例について
会計年度任用職員の期末手当の
支給割合を改正しました。

◎揖斐広域連合副連合長の選任について

富田和弘前副連合長（前揖斐川
町長）の任期満了に伴い、岡部栄一
揖斐川町長が選任されました。

◎揖斐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について

令和3年度から5年度までの保
険料率を定めることなど、条例
の一部を改正しました。

◎令和2年度揖斐広域連合一般会計補正予算(第3号)について

揖斐広域斎場使用料を減額する
とともに、老人福祉施設運営負
担金の確定により、負担金の一部

を返還して精算するため補正し
ました。

補正額(増額)

46万8千円

補正後予算額

5億6,620万5千円

◎令和2年度揖斐広域連合介護保険特別会計補正予算(第3号)について

職員の期末勤勉手当を減額し、
施設介護サービス給付費を増額
するため補正しました。

補正額(増額)

9,993万5千円

補正後予算額

67億5,898万2千円

◎令和3年度揖斐広域連合一般会計予算について

歳入歳出それぞれ4億4,304
万6千円で前年比21.5%の減と
なりました。

◎令和3年度揖斐広域連合介護保険特別会計予算について

歳入歳出それぞれ69億円で前年
比4.7%の増となりました。
各会計予算の詳細は次頁をご覧
ください。



令和3年度 予算状況

第1回定例会で議決された、令和3年度各会計予算の内容をお知らせします。

一般会計の内容

- ・歳入の主な内容は、3町からの負担金と広域斎場の使用料と起債です。
- ・歳出の主な内容は、総務費と広域斎場の運営等にかかる衛生費・公債費です。
- ・特別養護老人ホーム尚和園の施設修繕を起債を財源に実施します。
- ・一般会計の総額は443,046千円で、前年度より121,002千円の減額となります。(△21.5%)

介護保険特別会計の内容

- ・歳入の主な内容は、保険料、分担金及び負担金(3町負担金)、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金です。
- ・歳出の主な内容は、保険給付費、地域支援事業費などです。
- ・介護保険特別会計の総額は、6,900,000千円で、前年度より309,000千円の増額となります。(4.7%)

一般会計

歳入

(単位：千円)

科目	令和3年度	令和2年度	増減率(%)
1. 分担金及び負担金	279,931	282,404	△ 0.9
2. 使用料及び手数料	31,481	33,426	△ 5.8
3. 国庫支出金	32,265	31,497	2.4
4. 県支出金	16,132	15,748	2.4
5. 財産収入	450	582	△ 22.7
6. 繰入金	5,000	5,000	0.0
7. 繰越金	5,822	2,020	188.2
8. 諸収入	37,865	45,487	△ 16.8
9. 広域連合債	34,100	147,884	△ 76.9
合計	443,046	564,048	△ 21.5

介護保険特別会計

歳入

(単位：千円)

科目	令和3年度	令和2年度	増減率(%)
1. 保険料	1,550,273	1,503,011	3.1
2. 分担金及び負担金	972,471	933,342	4.2
3. 使用料及び手数料	150	150	0.0
4. 国庫支出金	1,528,311	1,438,802	6.2
5. 支払基金交付金	1,786,270	1,707,021	4.6
6. 県支出金	983,569	933,832	5.3
7. 財産収入	9	25	△ 64.0
8. 繰入金	64,531	62,994	2.4
9. 繰越金	14,331	11,738	22.1
10. 諸収入	84	84	0.0
11. 広域連合債	1	1	0.0
合計	6,900,000	6,591,000	4.7

歳出

科目	令和3年度	令和2年度	増減率(%)
1. 議会費	360	361	△ 0.3
2. 総務費	119,453	121,230	△ 1.5
3. 民生費	162,694	283,633	△ 42.6
4. 衛生費	97,100	95,824	1.3
5. 農林水産業費	1,142	1,044	9.4
6. 公債費	60,297	59,956	0.6
7. 予備費	2,000	2,000	0.0
合計	443,046	564,048	△ 21.5

歳出

科目	令和3年度	令和2年度	増減率(%)
1. 総務費	116,010	116,701	△ 0.6
2. 保険給付費	6,509,774	6,221,161	4.6
3. 財政安定化基金拠出金	1	1	0.0
4. 地域支援事業費	260,055	240,879	8.0
5. 公債費	50	50	0.0
6. 諸支出金	2,052	2,052	0.0
7. 予備費	12,058	10,156	18.7
合計	6,900,000	6,591,000	4.7

揖斐広域斎場利用状況(令和2年度)

●地域別(火葬炉)利用状況

(単位:件)

町名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
揖斐川町	29	24	20	24	30	22	32	31	37	28	25	31	333
大野町	23	25	12	26	28	18	17	18	20	34	24	19	264
池田町	18	26	16	18	19	17	29	24	27	31	24	30	279
その他	12	7	9	6	10	7	7	4	13	24	8	6	113
合計	82	82	57	74	87	64	85	77	97	117	81	86	989

●施設別利用状況

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
菊の間(通夜・告別式)	9	12	6	9	9	7	8	7	14	7	8	8	104
蓮の間(通夜・告別式)	2	3	3	5	4	2	7	4	3	4	1	4	42
菊の間(告別式のみ)	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
蓮の間(告別式のみ)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
菊・蓮の間(通夜のみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
待合い洋室	29	33	32	33	35	35	43	40	41	40	27	34	422
待合い和室	6	3	3	7	12	7	13	9	13	12	9	4	98
霊安室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
祭壇	12	15	9	14	13	11	15	11	17	11	9	12	149
合計	59	66	53	68	73	64	86	71	88	74	54	62	818

●地域別(動物火葬炉)利用状況

(単位:件)

町名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
揖斐川町	14	11	18	20	16	14	7	13	22	15	15	18	183
大野町	13	15	23	12	22	17	22	20	22	27	17	25	235
池田町	14	13	14	18	17	10	20	22	20	17	15	13	193
合計	41	39	55	50	55	41	49	55	64	59	47	56	611

揖斐広域斎場の 新型コロナウイルス感染症対策に 「非接触型温度測定・消毒機」を寄贈

＝いび川農業協同組合＝

1月15日、いび川農業協同組合様より新型コロナウイルス感染症防止対策に役立てることを願って「非接触型温度測定・消毒機」3台と「弱酸性次亜塩素酸水溶液」20ℓを寄贈していただきました。

寄贈にあたり、いび川農業協同組合の堀尾茂之組合長は、同じ葬祭事業を行う組織として、「揖斐広域斎場を使用する利用者と従事する職員の新型コロナウイルス感染リスクの不安を減らし満足のいく葬儀が実施できるよう活用してほしい」と話されました。

今回寄贈いただいた消毒機は赤外線センサーにより表面温度が測れ、同時に手指消毒ができる消毒機で、斎場利用者の感染対策と更なる安全管理に努めるため有効活用させていただきます。

温かい心遣いに感謝申し上げます。



介護保険の状況

表1 第1号被保険者の状況(令和3年2月末現在)

(単位:人)

区 分	揖斐川町	大野町	池田町	合 計 A	前年同月 B	比 較 A-B	
第1号被保険者	7,830	6,618	6,720	21,168	21,165	3	
内 訳	65歳以上75歳未満	3,693	3,428	3,411	10,532	10,485	47
	75歳以上	4,137	3,190	3,309	10,636	10,680	△ 44

表2 要介護・要支援認定申請の状況(令和2年4月～令和3年2月までの累計)

(単位:件)

区 分	揖斐川町	大野町	池田町	合 計 A	前年同期間 B	比 較 A-B
新規申請	250	210	270	730	724	6
区分変更申請	179	126	133	438	343	95
更新申請	339	286	287	912	2,066	△ 1,154
合 計	768	622	690	2,080	3,133	△ 1,053

- ・令和2年4月から令和3年2月までの認定申請は、2,080件で前年同期間より1,053件減少しています。
- ・申請のうち、新規申請が730件、区分変更申請が438件、更新申請が912件です。
- ・更新申請の有効期間を2年にしたことにより、更新申請の件数が前年に比べて大幅に減少しています。

表3 審査会開催及び審査判定の状況(令和2年4月～令和3年2月までの累計)

(単位:回、件)

区 分	揖斐川町	大野町	池田町	合 計 A	前年同期間 B	比 較 A-B
審査会開催数				90	124	△ 34
非 該 当	2	3	1	6	9	△ 3
要支援1	40	49	51	140	157	△ 17
要支援2	57	57	82	196	358	△ 162
要介護1	170	124	135	429	666	△ 237
要介護2	128	113	118	359	668	△ 309
要介護3	140	96	119	355	459	△ 104
要介護4	120	79	79	278	348	△ 70
要介護5	82	68	88	238	322	△ 84
合 計	739	589	673	2,001	2,987	△ 986

- ・令和2年4月から令和3年2月までに審査会を90回開催し、2,001件の審査判定を行いました。そのうち、6件が非該当と判定されました。取下げ等により、申請件数より判定件数が少なくなっています。

表4 要介護・要支援認定者の状況(令和3年2月末現在)

(1) 揖斐川町

(単位:人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計	構成比
第1号被保険者	50	123	301	261	228	169	118	1,250	97.7%
内 訳	65歳以上75歳未満	9	13	18	23	17	12	103	8.1%
	75歳以上	41	110	283	238	211	157	1,147	89.6%
第2号被保険者	2	3	3	13	2	4	3	30	2.3%
合 計	52	126	304	274	230	173	121	1,280	100.0%
介護度別構成比	4.1%	9.8%	23.7%	21.4%	18.0%	13.5%	9.5%	100.0%	

(2) 大野町

(単位:人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計	構成比
第1号被保険者	64	118	211	179	145	122	91	930	97.6%
内 訳	65歳以上75歳未満	5	17	20	29	17	13	111	11.7%
	75歳以上	59	101	191	150	128	112	819	85.9%
第2号被保険者	1	2	3	7	3	3	4	23	2.4%
合 計	65	120	214	186	148	125	95	953	100.0%
介護度別構成比	6.8%	12.6%	22.5%	19.5%	15.5%	13.1%	10.0%	100.0%	

(3) 池田町

(単位:人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計	構成比
第1号被保険者	67	114	207	203	168	104	108	971	97.8%
内 訳	65歳以上75歳未満	8	14	14	23	11	15	108	10.9%
	75歳以上	59	100	193	180	157	89	863	86.9%
第2号被保険者	1	0	3	4	4	5	5	22	2.2%
合 計	68	114	210	207	172	109	113	993	100.0%
介護度別構成比	6.9%	11.5%	21.1%	20.8%	17.3%	11.0%	11.4%	100.0%	

(4) 合計

(単位：人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計	構成比
第1号被保険者	181	355	719	643	541	395	317	3,151	97.7%
内 訳	65歳以上75歳未満	22	44	52	75	45	37	322	10.0%
	75歳以上	159	311	667	568	496	358	2,829	87.7%
第2号被保険者	4	5	9	24	9	12	12	75	2.3%
合 計	185	360	728	667	550	407	329	3,226	100.0%
介護度別構成比	5.7%	11.2%	22.6%	20.7%	17.0%	12.6%	10.2%	100.0%	

- ・令和3年2月末の要介護(要支援)認定者数は第1号被保険者が3,151人、第2号被保険者が75人で合計3,226人となっています。
- ・認定者の年齢別では65歳以上75歳未満の第1号被保険者が322人(全体の10.0%)、75歳以上の第1号被保険者が2,829人(全体の87.7%)、40歳以上65歳未満の第2号被保険者が75人(全体の2.3%)となっています。
- ※構成比は端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。

表5 保険給付費の状況(令和2年3月～令和3年2月利用分)

※各給付費は利用者負担を除いた額で介護給付費と介護予防給付費です。

(単位：千円)

種 類	揖斐川町	大野町	池田町	合 計	費用構成比	前年同月
① 居宅(介護予防)サービス	924,548	650,366	728,677	2,303,591	37.2%	2,282,283
訪問介護	99,532	77,852	86,435	263,819	4.3%	248,160
訪問入浴	13,591	11,732	7,653	32,976	0.5%	35,583
訪問看護	51,483	26,629	28,190	106,302	1.7%	91,564
訪問リハビリテーション	5,602	9,776	7,008	22,386	0.4%	23,053
居宅療養管理指導	12,543	8,924	9,218	30,685	0.5%	27,515
通所介護	288,313	82,708	224,616	595,637	9.6%	574,491
通所リハビリテーション	102,646	207,969	89,399	400,014	6.5%	432,885
短期入所生活介護	91,437	39,039	74,700	205,176	3.3%	204,046
短期入所療養介護	58,285	48,675	29,922	136,882	2.2%	152,142
福祉用具貸与	62,343	45,348	52,780	160,471	2.6%	153,902
福祉用具購入費	2,691	2,107	2,132	6,930	0.1%	6,664
住宅改修費	7,731	6,975	6,480	21,186	0.3%	19,570
特定施設入居者生活介護	15,540	11,187	26,919	53,646	0.9%	51,338
予防・介護サービス計画費	112,811	71,445	83,225	267,481	4.3%	261,370
② 地域密着型(介護予防)サービス	601,823	412,333	364,110	1,378,266	22.3%	1,392,804
認知症対応型通所介護	19,724	24,482	19,465	63,671	1.0%	65,749
小規模多機能型居宅介護	30,372	21,553	37,940	89,865	1.5%	97,987
認知症対応型共同生活介護	371,713	186,504	226,232	784,449	12.6%	754,260
地域密着型老人福祉施設	111,609	156,969	75,726	344,304	5.6%	383,676
地域密着型通所介護	68,405	22,825	4,747	95,977	1.6%	91,132
③ 施設サービス	955,108	620,347	596,254	2,171,709	35.1%	2,126,007
介護老人福祉施設	522,853	255,082	333,097	1,111,032	17.9%	1,064,870
介護老人保健施設	424,744	362,410	258,354	1,045,508	16.9%	1,052,660
介護療養型医療施設	7,511	2,855	4,803	15,169	0.3%	8,477
④ 高額サービス費	58,452	42,762	29,846	131,060	2.1%	122,844
⑤ 特定入所者サービス費	90,572	62,090	35,561	188,223	3.0%	190,899
⑥ 高額医療合算介護サービス費	8,061	6,097	4,674	18,832	0.3%	16,296
合 計 (① ~ ⑥)	2,638,564	1,793,995	1,759,122	6,191,681	100.0%	6,131,133

- ・令和2年3月から令和3年2月までの給付費の総額は6,191,681千円となっており、前年と比較して60,548千円の増となっています。
- ・訪問介護、通所介護等の居宅(介護予防)サービスの総額は2,303,591千円、グループホーム等の地域密着型(介護予防)サービスの総額は1,378,266千円、特別養護老人ホーム等の施設サービスの総額は2,171,709千円となっています。
- ※費用構成比は端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。

65歳以上(第1号被保険者)の方の介護保険料が7月に決まります。

介護保険は、40歳以上の方が被保険者になって介護保険料を納め、介護が必要になったときに適切な介護保険サービスが受けられる制度です。この制度は国や市区町村などからの公費とともに、みなさんが納める保険料を財源として運営されています。

65歳以上(第1号被保険者)の方には、住民税確定後の7月中旬に令和3年度の介護保険料を算定し(本算定)、「介護保険料納入通知書(兼納付書)」によりお知らせします。

みなさんが安心して介護保険を利用できるよう、保険料の納付にご協力をお願いします。

○介護保険サービス費の財源

40歳以上の方に納めていただく保険料と、公費を財源に運営しています。

保険料 65歳以上の方 23%	保険料 40~64歳の方 27%	公費 国・県・市 50%
-----------------------	------------------------	--------------------

★65歳以上の方は、サービス費用の23%を保険料として負担していただきます。

○65歳以上の方の保険料の決め方

$$\text{揖斐広域連合で必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分(23\%)} \div \text{揖斐広域連合管内に住む65歳以上の方の人数} = \text{保険料の基準額}$$

令和3年度の基準年額は **72,000円** になります。

令和3年度の介護保険料

所得段階	対象となる方	保険料率	年額保険料
第1段階	○生活保護を受けている方 ○世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 ○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.3	21,600円
第2段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超え120万円以下の方	基準額 ×0.5	36,000円
第3段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超えの方	基準額 ×0.7	50,400円
第4段階	○世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.9	64,800円
第5段階	○世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	基準額	72,000円
第6段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	86,400円
第7段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.3	93,600円
第8段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額 ×1.5	108,000円
第9段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	基準額 ×1.7	122,400円

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。
※第1~3段階は、消費税率変更に伴う軽減措置後の保険料率および保険料です。

介護保険ってなに!?



「介護保険被保険者証が送られてきたけど、加入した覚えがないよ。」

といった相談を受けることがあります。今の高齢者社会にとって、たいへん重要な役割をもつ制度ですが、まだまだ馴染みの薄いものかもしれません。まずは介護保険について説明をさせていただきます。また、介護保険料についてよくあるお問い合わせもご紹介させていただきます。

● 介護保険とは…

日本国民全員が40歳になった月から加入して保険料を支払い、介護が必要な人が適切な介護サービスを受けられるように社会全体で支えるための仕組みです。65歳になられた方は、揖斐広域連合より介護保険被保険者証が交付されます。

また、要介護者が介護サービスを受けることで、介護者となる家族の負担を軽減させて家庭を支えるためのものでもあります。

介護が必要となった人は、費用の一部を負担するだけでさまざまな介護サービスを受けられます。

● 医療保険とは違うの？

医療保険（社会保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険等）とは病気やケガの治療を受ける場合に提供される医療のための保険です。介護サービスが提供される介護保険とは別の制度です。

● 64歳まで納めた記憶がないのですが？

40歳から64歳まではそれぞれの方が加入している健康保険と一緒に収めています。65歳になると、揖斐広域連合へ健康保険とは別に納めていただくことになります。

● 介護保険サービスを利用しない場合は、介護保険料は納めなくてもよいの？

介護保険制度は、「介護が必要となった方、及び介護者の負担を社会全体で支える」という考えのもとに介護保険法で定められていますので、介護保険料を納付する義務が生じます。ご理解いただきますようお願いいたします。

● 普通徴収（納付書または口座振替）で介護保険料を納めています。すぐに年金天引きになりますか？

65歳になって間もない方や他の市区町村から転入された方などが特別徴収（年金天引き）を開始するには、半年から1年程度の準備期間が必要となります。約半年から1年後の4月もしくは10月から特別徴収（年金天引き）になります。それまでは、普通徴収（納付書または口座振替）により納付してください。なお、納め忘れのない口座振替の利用が便利です。

● 65歳になってから、介護保険料に関する通知が届いたけれど納付書は入っていないの？

普通徴収の納付書支払いの場合は、介護保険料納入通知書兼納付書として送付させていただいています。通常は冊子状で、3枚目より各期別に分けて該当する納付書がありますので納期限等をご確認いただき、納付していただきますようお願いいたします。

◆ 揖斐広域連合から介護保険に関する通知が届いたときには、内容をしっかりと確認していただきますようお願いいたします。

◆ ご不明な点、質問等がございましたら、担当係までご連絡ください。
揖斐広域連合 介護保険課 保険料係 0585-23-0188

● 介護保険負担割合証更新のお知らせ ●

介護保険負担割合証は、介護保険サービスを利用したときの利用者負担の割合が記載されており、要介護・要支援認定者や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方（事業対象者）に交付されています。現在お持ちの負担割合証は、有効期限が令和3年7月31日までとなっています。8月1日以降も要介護・要支援認定期間が引き続きある方、もしくは更新申請により要介護・要支援認定期間が引き続き見込まれる方には、新しい負担割合証を7月下旬に送付します。8月以降に介護保険サービスを利用されるときは、新しい負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に提示してください。

利用者負担の割合は、本人及び同じ世帯にいる65歳以上の人の収入金額等により決まります。詳しくは、負担割合証に同封されている「介護保険負担割合証のしおり」をご覧ください。

